

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 毎月勤労統計調査－平成30年9月分結果速報
2. 2018年3月卒新規学卒者の初任給調査結果を公表
3. 雇用保険継続給付の申請における本人の署名捺印の省略化

■ 社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

1. 毎月勤労統計調査－平成30年9月分結果速報

厚生労働省から平成30年9月分の毎月勤労統計調査結果が発表されました。

今回の調査には今年の夏季賞与に関する調査結果が含まれています。

それによると平成30年夏季賞与の平均額は38万3,879円で、前年同期比で4.7%の増加。

平成29年夏季賞与の前年同期比は0.4%の増加でしたので、今年は昨年と比べ大幅な伸びとなったようです。

なお、平成29年の年末賞与の前年同期比は2.8%の増加でした。

夏季賞与と同様の傾向が見られるとすれば、今年の年末賞与の支給額も昨年と比べて増加となりそうです。

年末賞与支給額の検討資料としてご参照ください。

参考

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/30/3009p/3009p.html>

(望月)

2. 2018年3月卒新規学卒者の初任給調査結果を公表

日本経済団体連合会(以下、「経団連」という)は先月、2018年3月卒新規学卒者の初任給調査結果を公表しました。調査対象は経団連企業会員等1,977社で、このうち

回答のあった 472 社を集計データとしています。今回は、この集計データで着目すべき内容を説明します。

まず「1.初任給決定にあたって最も考慮した判断要因」として、「世間相場」(27.6%)、「在籍者とのバランスや新卒者の職務価値」(21.1%)に続いて、「人材を確保する観点」が 19.1%となっています。この「人材を確保する観点」は、2012 年(7.7%)から 6 年連続で増加しています。

次に、「2.初任給の決定状況」では「前年の初任給から引き上げた」と回答した企業が 59.0%(前年比+11.2 ポイント)と大幅に増加しました。

最後に、「3.初任給水準と引上げ率」では、学歴別の初任給の引き上げ額は「全ての学歴」で前年を上回る結果となりました。

以上のことから、人手不足による採用難が深刻化しており、その影響で人材確保のために初任給を引き上げる企業が増えているのが分かります。今後の新卒採用戦略では、この初任給の設定が大きなポイントとなることでしょう。

【今回の記事に関する URL】

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/092.pdf>

(岩瀬)

3. 雇用保険継続給付の申請における本人の署名捺印の省略化

雇用保険の雇用継続給付(高年齢、育児休業、介護休業)は、手続の都度(原則 2 ヶ月に 1 回申請)本人の記名押印が必要でしたが、10 月 1 日以降は事前に同意書をとっておくことにより省略できるようになりました。

同意書には、

- ・休業開始時賃金月額証明書の提出
- ・受給資格の確認
- ・給付金の支給申請

を事業主が行うことを同意する旨を記載します。

この同意書は、給付金の手続が終了してから 4 年間保存しておく必要があります。

手続の際、賃金月額証明書や支給申請書等の申請者記名押印欄には、「申請について同意済」と記載することにより、本人の記名押印なしで提出できます。

なお、弊所にて電子申請による手続代行を行っている場合は、従来どおり弊所にて対

応するため変更ありません。

参考：記名押印の省略についての案内、同意書の記載例（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150982_00001.html

（佐藤）

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士山口事務所
執筆：望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostep ビル 5 階
TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192
Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>
Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>
